

「公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)」 における事業所母集団データベース関連の記載

(本文中における記載)

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

…(前略)…**事業所母集団データベース**に収集したデータにより、経済センサス-活動調査(基幹統計調査)の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始するとともに、統計調査による把握が困難な業種については、行政記録情報等の活用を積極的に検討する。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

ア 事業所母集団データベースの整備・利活用

統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会等により整備された**事業所母集団データベース**は、事業所・企業等を対象とする各府省の統計調査において、母集団情報として活用されており、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることに加え、前記(2)の中間年経済構造統計及び企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されている。

このため、総務省は、名簿情報の整備を目的とする**経済センサス-基礎調査**について、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、令和元年度(2019年度)からのプロファイリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進める。

総務省は、関係府省とも連携し、この**事業所母集団データベース**の整備・充実に当たり、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等や民間データの活用に加え、行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に取り組む。

さらに、総務省は、関係府省と連携して**事業所母集団データベース**の有用性を高めるための方策等を検討するとともに、経済統計のカバレッジの拡大に寄与するため、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた法人・事業所等の母集団情報の提供・活用に取り組む。

また、各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、**事業所母集団データベース**の最新情報を使用することを原則とする。

◆「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）における事業所母集団データベース関連事項と対応状況

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和元年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施する。	・一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年(2018年)12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)3月までの間で順次調査を実施。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。	実施済
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	◎ 経済センサス - 基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は32年(2020年)年央までに実施)する。	・一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年(2018年)12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)3月までの間で順次調査を実施。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。	実施・検討予定
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、 総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・民間企業における役員報酬(給与)調査において、令和2年(2020年)の調査票から調査対象企業の法人番号の記載欄を設け、法人番号の把握に努めることとした。【人事院】 ・経済構造実態調査、工業統計調査、経済センサス - 基礎調査(新規把握事業所)等において法人番号を把握。【総務省】 ・法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を追加し、調査対象法人の法人番号の把握を行っている。【財務省】 ・各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】	継続実施
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。	・農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報については、平成30年度(2018年度)において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。2020年農林業センサスの結果から事業所母集団データベースに登録する予定。 建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度(2018年度)において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度(2019年度)からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。	実施済

◆「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）における事業所母集団データベース関連事項と対応状況

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和元年度末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計（注）の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 （注）事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。	・事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充については、令和元年（2019年）に実施された経済構造実態調査の結果を格納するなど、引き続き、母集団情報整備のために必要な統計調査結果の格納を行っていく。法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を実施している。レジスター統計については、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施。検討を踏まえた初回公表は令和2年度（2020年度）中を予定。【総務省】 ・総務省主催の研究会に参画・協力の上、情報収集・検討等を実施。今後、結論を得られた取組から、各統計調査への具体的な適用について検討の上で実施する。【経済産業省】	継続実施
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、財務省	平成33年度（2021年度）末までに結論を得る。	・令和元年度（2019年度）経済センサス-基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の実施を踏まえた詳細な分析を行うことを目指し、これらの名簿となる母集団情報に法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を包含した約350万法人を収録した母集団情報の整備を行うとともに、法人企業統計の母集団名簿との照合を行い、現時点の傾向を把握した。令和元年度（2019年度）は経済センサス-基礎調査を実施したところであり、今後その結果を踏まえた検討を行う予定。	実施・検討予定
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに結論を得る。	・令和元年度（2019年度）経済センサス-基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。	実施済
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに結論を得る	・月次で更新される労働保険情報及び法人登記情報の更なる有効活用を踏まえ、事業所に直接照会して活動状態等を把握する業務をより効率的・効果的に行うことで、事業所母集団情報の精度向上を図ることとする。	実施済

（資料）「令和元年度（2019年度）統計法施行状況報告＜基本計画関連事項編＞（令和2年7月31日総務省政策統括官（統計基準担当）公表資料）」の「第2部 基本計画」-「3別編[基本計画 事項別推進状況]」-「第2 公的統計の整備に関する事項」関係より抜粋。